隠岐海区漁業調整委員会事務局

海区便り

はじめに

Vol.64

◎第307回(第20期第16回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員:葛西、吉田、矢田、濱田、亀谷、田中、升谷、長府、安部委員

欠席委員:前田委員

開催日時:平成27年12月8日(火) 10:30~12:00

開催場所:隱岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎2階会議室

議題

1. 島根県連合海区漁業調整委員会委員の選出について

- 島根県には、島根海区漁業調整委員会と隠岐海区漁業調整委員会の2つの委員会と、両海区共通の漁業調整事項等を審議する場として島根連合海区漁業調整委員会が設置されています。連合海区の委員は、島根海区、隠岐海区から5名ずつ選任され、計10名の委員で構成されています。隠岐海区からは、葛西委員、亀谷委員、吉田委員、濱田委員、小中委員が連合海区委員に選出されていましたが、平成27年9月1日に小中委員が亡くなられたため、隠岐海区、連合海区ともに1名欠員となっていました。
- 連合海区委員の選出方法は委員の互選によるもので、今回の隠岐海区漁業調整委員会で新委員の選任が行われました。
- 新委員には、平成 27 年 10 月 22 日に行われた隠岐海区漁業調整委員会委員補欠選挙で隠岐海区委員に就任された長府吉信氏が選任されました。

2. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

まあじとまいわしの平成 28 年漁期の TAC (漁獲可能量) が国から示されました。国の基本計画変更に併せて、島根県の計画も変更するために、知事から隠岐海区漁業調整委員会へ諮問されました。以下報告された変更点です。

平成 28 年海期

平成 28 年漁期

【知事管理量の設定】

平成 27 年漁期 第一種特定海洋

生物資源の種類

まあじ

まいわし

まさば及び

するめいか

ずわいがに

ごまさば

(単位:トン)

知事管理量

46.000

57.000

29.000

若干

若干

十八 40 十亿别	(単位・ドイ)		
第一種特定海洋	管理の対象となる	知事管理量	
生物資源の種類	期間	767 6 7 2	
まあじ	平成 28 年1月	43,000	
4000	から 12 月まで	4 3,000	
まいわし	平成 28 年1月	66,000	
まいわし	から 12 月まで	00,000	
まさば及び	平成 28 年 7 月から	※ 1	
ごまさば	平成 29 年 6 月まで	Δ.I	
するめいか	平成 28 年 4 月から	※ 1	
1 A Ø Ø Y Y , Y ,	平成 29 年 3 月まで	X	
ずわいがに	平成 28 年 7 月から	V/ 1	
וימיטכץ פ	平成 29 年 6 月まで	※ 1	

(単位・トン)

(単位:トン)

【中型まき網漁業への知事管理量の設定】

平成 27 年漁期

(畄位・トン)

平成 27 年	1	型位: トン)	
第一種特定海洋 生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量	
まあじ	中型まき網漁業	44,000	
まいわし	中型まき網漁業	56,000	
まさば及び ごまさば	中型まき網漁業	28,000	

管理の対象となる

平成 27 年1月

から12月まで

平成 27 年1月

から 12 月まで

平成27年7月から

平成28年6月まで

平成27年4月から

平成28年3月まで

平成27年7月から

平成28年6月まで

期間

1 /// = 0 1 1/11////	\ \ \	1
第一種特定海洋 生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
まあじ	中型まき網漁業	41,000
まいわし	中型まき網漁業	65,000
まさば及び	中型まき網漁業	※ 1

※1 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる

期間が開始する前までに設定する。

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

3. めばる固定式さし網漁業許可方針の改正について(協議)

知夫里島沿岸で行われている「めばる固定式さし網漁業」について、JFしまね知夫出張所管内の漁業者から操業禁止区域の緩和について要望があり、許可方針の改正案について協議が行われました。 【改正案】

- 操業禁止区域を「距岸2海里以内」→「距岸500m以内」に緩和。
- ただし、以下の操業条件を設定する。
 - ▶ 島前湾口の増殖魚礁に配慮し、東経 133 度 05 分より東の海域での操業禁止。
 - ▶ 共同漁業権(共52、共54)の境界線の延長線以北の海域での操業禁止。
 - 島前湾内での操業禁止。
 - ▶ 拡大する操業区域での水中灯の使用の禁止。
 - ▶ 船橋に一線を塗装すること。
 - ▶ 塗装面上に所属と許可番号を表示すること。
 - ▶ 許可の有効期間は、新たな許可を受けた日から3年間は1年とする。

《協議の結果》案のとおり許可方針を改正することとなりました。

4.太平洋クロマグロの資源管理について(報告)

漁獲規制が行われている太平洋クロマグロにかかる島根県内の漁獲管理方法について、事務局より報告がありました。

〇島根県内の漁獲管理方法

- 島根県でクロマグロを漁獲する漁業は、「釣・曳き縄 (隠岐)」、「釣・曳き縄 (本土)」、「定置網」に大別されますが、これらは盛漁期が異なるため、全てをまとめて管理すると漁期が早い漁業が先獲りしてしまうことが懸念されます。この対策として、漁業種類別に漁獲管理目安を設けることとなりました。
- 漁業種ごとの管理目安は以下の表のとおりです。

	釣・曳き縄 (隠岐)	釣・曳き縄 (本土)	定置網 (30 kg未満)	その他漁業	合計
漁業種類別 漁獲管理目安	21.7	34.2	33.0	1. 1	90.0

※平成22年から平成24年までの平均漁獲実績を基に配分。

- 漁獲が 9割5分に達し操業自粛要請を発出するに至った場合、釣・曳き縄については、クロマグロを対象とする漁法を切り上げてもらい、定置網については、小型クロマグロを放流するなど漁獲を抑制する取組みを行ってもらうことになります。
- ただし、この管理については、漁獲実績等を考慮し、毎年、見直しを行うものとします。

○現在の状況

● 平成 27 年 11 月 24 日現在の釣・曳き縄(隠岐)の漁獲状況は 20.1 トン (/21.7 トン) で、水産課長名で 特別警報が発出されました。

連絡先

隠岐支庁水産局内

隱岐海区漁業調整委員会事務局 Tel: 08512-2-9669

Fax: 0 8 5 1 2 - 2 - 9 6 7 4